

## 福津市工事成績評定要領

平成 21 年 10 月 20 日  
告示第193号

### (目的)

第1条 この要領は、本市が発注する請負工事に係る成績の評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設工事の請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の契約金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、災害復旧工事等の緊急工事、都市計画事業等における家屋等の移転工事又はその他の工事で市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、請負工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福津市財務規則（平成17年規則第138号。以下「規則」という。）第146条の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）
- (2) 規則第145条の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）及び当該監督員が所属する係の係長（以下「係長」という。）とする。ただし、係長が監督員となる場合又は欠けた場合は、この限りでない。

### (評定の方法)

第5条 評定は、監督及び検査について、次に掲げる方法により、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は別に定める「工事成績評定表」により行うものとする。

### (評定の時期)

第6条 検査員である評定者は検査を実施したときに、その他の評定者は工事が完成したときにそれぞれ評定を行うものとする。

### (評定結果の報告等)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、速やかに上司に報告するものとする。

- 2 検査員である評定者は、工事が完成したときは、評定結果を取りまとめ、市長に工事成績評定表を提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定による工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定結果を工事成績評定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

### (評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、当該評定を修正する必要があると認めたときは、当該評価を修正するものとする。

- 2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を工事成績評定修正通知書（様式第1号の2）により当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(回答)(様式第2号)により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(評価の対象工事)

2 第2条に規定する評価の対象請負工事については、施行日以降に契約する請負工事とし、施行日前に契約した工事については、評価の対象としない。

様式第1号（第8条関係）

平成 年 月 日  
第 号

殿

福津市長 小山 達 生

工事成績評定通知書

貴社が施工した下記の工事について、福津市工事成績評定要領第8条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 完成検査年月日
- 4 成績評定 総評定点 点 ※項目別評定点は別表のとおり
- 5 評定内容に疑問がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日以内（「休日を含む。」）に市長に対してその旨を記した書面により、説明を求めることができます。

様式第1号の2（第9条関係）

平成 第 年 月 日  
第 号

殿

福津市長 小 山 達 生

### 工事成績評定修正通知書

貴社が施工した下記の工事について、福津市工事成績評定要領第9条に基づき成績評定の結果等を下記のとおり修正したので、通知します。

#### 記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 完成検査年月日
- 4 成績評定 総評定点 点 ※項目別評定点は別表のとおり
- 5 修正理由
- 6 評定内容に疑問がある場合は、この通知を受けた日から起算して14日以内（「休日を含む。」）に市長に対してその旨を記した書面により、説明を求めることができます。

別表(通知書関係)

工 事 名

工事成績評定審査項目別評定点

考 査 項 目	評 定 点	／満点	細 別	評 定 点	／満点
施 工 体 制		／10点	施工体制一般		／5点
			配置技術者		／5点
施 工 熱 意		／15点	対 外 関 係		／4点
			積 極 性		／7点
			監督員との連絡		／4点
現 場 管 理		／15点	安全衛生管理		／10点
			現場の整備		／5点
工 程 管 理		／10点	工 程 計 画		／6点
			工程の調整		／4点
施 工 状 況		／10点	施 工 計 画		／3点
			施 工 管 理		／7点
出来形・出来ばえ		／40点	品 質 管 理		／15点
			出 来 ば え		／25点
総 評 定 点		／100点			

様式第2号（第10条関係）

平成 年 月 日  
第 号

殿

福津市長 小山 達 生

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 質疑に対する回答